

台風や地震等の災害が発生した場合について

台風や大雨等による警報が大阪市に発令された場合、地震等の災害が発生した場合については、次のような措置をとることになっておりますので、ご確認ください。

記

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

ア 気象庁より、大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が発表された場合。(河川氾濫に係る警報等は、市町村ごとではなく、指定された河川ごとに発表されるので従来どおり「イ」の措置基準に準じる)

イ 大阪市（大阪市長）より、所在する区のいずれかの地域において、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

○大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます）

○おおさか防災ネット（メール登録もできます）

○大阪市危機管理室 X

○LINE 大阪市公式アカウント

○防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます）

○緊急速報メール（受信できない機種もあります）

※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。

※登録等の設定は必要ありません。

「大阪 880 万人訓練」と同様の放送とメール配信があります。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

児童の安全確保のため下校時刻を早める場合は、児童を下校させてよいかミマモルメでアンケートメールを配信しますので、必ずご確認ください。また、状況に応じて、ご家庭に連絡する場合がありますので、緊急連絡先に変更がありましたら速やかに担任までお知らせください。